

秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託 仕様書

秋田市立赤れんが郷土館清掃業務の委託者と受託者は、赤れんが郷土館における清掃業務を本仕様書により執行するものとする。

1 履行場所

秋田市大町三丁目3番21号 秋田市立赤れんが郷土館

2 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 一般事項

- ア 建物の各材質の特性や使用状況を十分検討し、最適の清掃消耗品・資材を選定し、使用すること。
- イ 従事者の人員は、別紙「秋田市立赤れんが郷土館清掃業務基準」に記す業務を遂行できる人員とすること。
- ウ 履行場所が博物館類似施設および国指定重要文化財であることの特殊性を十分認識し清掃を行うこと。
- エ 従事者は、前述の事項を満たす者の中から厳選し、氏名を書面で提出すること。なお、性別・年齢・学歴は問わない。

(2) 従事者の職務

- ア 清掃業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、履行場所の利用者に対し、明朗かつ親切に対応すること。
- イ 火災、盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。
- ウ 建物、物品およびその他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- エ 防火管理については、履行場所の防火管理者が定める計画に従い、委託者が実施する消防訓練に参加すること。
- オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。
- カ 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。
- キ 業務上知り得た情報や秘密を漏らさないこと。

(3) 業務日および業務時間

毎週水曜日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、毎日午前8時30分から午後3時30分までとする。（1時間の休憩時間を含む。）

ただし、委託者の承諾を得て業務日および業務時間を変更することができる。

(4) 清掃業務内容

別紙「秋田市立赤れんが郷土館清掃業務基準」に基づき業務を執行すること。

4 委託業務完了報告

委託者は、毎月に業務完了報告書を委託者に提出し確認を受けるものとする。

なお、委託業務に関する関係法令に基づく手続き又は提出書類の作成等は、受託者の負担において行うものとする。

5 経費の負担

(1) 委託者負担

- ア 業務道具の保管場所および従事者の控室
- イ 委託業務実施に必要な光熱水費
- ウ トイレットペーパー、トイレ手洗い石けん、便座クリーナー液、ゴミ袋
- エ 上記ア～ウに密接不可分なものの経費

(2) 受託者負担

- ア 業務用具一式に係る経費
- イ 掃除機、雑巾、洗剤、ワックス等の資材・消耗品費
- ウ 委託業務に関する関係法令に基づく手続き又は提出書類の作成等

秋田市立赤れんが郷土館清掃業務基準

秋田市立赤れんが郷土館（以下「履行場所」という。）における清掃業務は、本基準に則り執行するものとする。

1 清掃業務の範囲

履行場所における清掃業務はおおむね次のとおりとする。

- ・日常清掃に関すること。
- ・定期清掃に関すること。
- ・清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置・補充）に関すること。
- ・塵芥の収集処理に関すること。

2 一般事項

- (1) 清掃にあたっては、履行場所の業務や来館者の支障とならないよう十分留意すること。
- (2) 清掃工程・回数は「清掃業務作業基準表」のとおりとするが、諸室の使用状況や汚れの度合いにより回数を増減し、特にトイレや通行の頻繁な箇所は、隨時巡回のうえ必要な清掃を行うこと。
- (3) 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で機械器具物品等を損傷させないこと。
- (4) 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は絶対使用しないこと。
- (5) 電気・水道の使用については、極力節約に努めること。
- (6) トイレットペーパー、手洗用石けん等は、委託者が支給するものを用い、その補充に十分留意すること。

3 日常清掃

- (1) 床の清掃

容易に移動できる椅子等の物品類を移動のうえ、次のとおり清掃を行うこと。

ア 石質床およびビニールタイル等の床

- ・固くしぼった水拭きモップ等で除塵すること。
- ・委託者の指示する箇所は真空掃除機を用いること。

イ カーペット敷床

- ・真空掃除機で除塵すること。
- ・毛を損耗しないように、織り目に沿って掃除機をかけること。

ウ 木材等の床

- ・箒又はモップ等で除塵すること。

(2) 壁および窓等の清掃

- ・手の届く範囲の壁や窓の塵埃を払うこと。
- ・サッシ等は、塵埃を払ったあと、雑巾がけをすること。
- ・必要に応じて、水拭き、乾拭きすること。

(3) トイレの清掃

- ・床の清掃の際、汚れ取りには中性洗剤等を用いること。
- ・衛生陶器類は、ブラシやスポンジで清掃すること。
- ・仕切り等の塵埃を払い、金属部分は乾布等で拭きあげること。
- ・手洗い台の鏡を拭きあげること。
- ・汚物入れ、ごみ箱の内容物を処理すること。
- ・トイレットペーパー、石けん、消毒液の補充を行うこと。
- ・隨時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに清掃すること。

(4) 湯沸室および湯沸器類の清掃

- ・流し台を清掃すること。
- ・茶がら等は、所定の場所に捨て、容器は水洗いし、所定の位置に置くこと。
- ・床に、水垢が付着しないようにすること。

(5) 物品・什器の清掃

- ・テーブル等の物品は、乾布等で塵埃を払うこと。
- ・必要に応じて水拭き、乾拭きすること。

(6) 外部の清掃

- ・庭籠等により、木くず、枯葉、砂塵、糞等を除去すること。
- ・テラスおよび玄関前の石質部分は、必要に応じて散水又は水洗いすること。
- ・掲示板、ベンチ等の物品は、(5)と同様の方法で清掃すること。

(7) その他

- ・ドア金具、階段金具、その他の金具は、乾布等で拭きあげること。
- ・各室のごみ箱等の内容物は、可燃性、不燃性を分類して処理すること。
- ・集めた屑、塵芥は、まとめて所定の場所まで搬出すること。
- ・出入口のマットは、泥塵を取り除くこと。汚れがひどい場合は、水洗いすること。

4 定期清掃

清掃業務作業基準表に基づくものとし、実施日については協議のうえ決定すること。

なお、実施にあたっては作業写真を撮影し、業務完了報告書に添付すること。

(1) ワックス塗布およびカーペットクリーニング

年2回とし、床材に合った清掃用具・資材を用いて実施すること。

なお、容易に移動できる椅子等の物品は移動して行い、清掃後は元に戻すこと。

(2) 窓ガラス清掃（内側・外側）

年2回とし、手の届く範囲の窓ガラスを石けん水又は薬液類（サッシに有害なものを除く）で拭き、更に乾布で磨くこと。

秋田市立赤れんが郷土館清掃業務作業基準表（管理棟）

○:1日1回 □:随時 ●:年2回

階数	番号	諸室名	仕上げ	日常清掃							定期清掃			
				床の清掃	壁・窓等の清掃	トイレの清掃	湯沸室の清掃	物品・什器の清掃	外部の清掃	手すりの清掃	ごみ箱収集・処理	床面ワックス塗布清掃	カーペット洗浄	窓ガラスの清掃
管理棟 1階	1	風除室・玄関回り	磁器質タイル・石質床	○	□				○					●
	2	ホール	磁器質タイル	○	□			□				●		●
	3	階段	石質床	○						○		●		
	4	事務室	ビニールタイル	○	□						●		●	
	5	館長室	タイルカーペット	○	□							●	●	
	6	トイレ	磁器質タイル	○	□	○				○				
	7	湯沸室・控室	カーペット	○	□		○							●
	8	廊下	磁器質タイル	○	□			□				●		●
	9	荷解室	ビニールタイル	○	□			□			●			
	10	非常階段・通路	ビニールタイル	○	□			□		□				
管理棟 2階	11	外部(駐車場・広場等)	アスファルト、石質床						□					
	12	ホール	タイルカーペット	○	□			□				●	●	
	13	階段	石質床	○	□					○		●		
	14	企画展示室	タイルカーペット	○	□			□				●		
管理棟 3階	15	非常階段・通路	ビニールタイル	○	□			□		□				
	16	ホール	タイルカーペット	○	□			□				●	●	
	17	階段	石質床	○	□					○		●		
	18	研修室	タイルカーペット	□	□							●	●	
	19	勝平得之記念館	タイルカーペット	○	□			□				●		
	20	非常階段・通路	ビニールタイル	○	□			□		□				

※上記の清掃回数は標準的なものであるが、汚れの度合いや諸室の使用状況等により回数を増減し、館全体として清潔な状態を保つこと。

秋田市立赤れんが郷土館清掃業務作業基準表（赤れんが館）

○:1日1回 □:随時 ●:年2回

階数	番号	室名	仕上げ	日常清掃							定期清掃			
				床の清掃	壁・窓等の清掃	トイレの清掃	湯沸室の清掃	物品・什器の清掃	外部の清掃	手すりの清掃	ごみ箱収集・処理	床面ワックス塗布清掃	カーペット洗浄	窓ガラスの清掃
赤れんが館 1階	1	風除室・玄関回り	石質床	○	□			□	○					●
	2	営業室	ビニールタイル	○	□			□				●		●
	3	営業室(客溜まり)	磁器質タイル	○	□			□						●
	4	頭取室	カーペット	○	□			□					●	●
	5	書庫(伝統工芸室)	ビニールタイル	○	□			□				●		
	6	金庫室(1階)	ビニールタイル	○	□			□				●		
	7	廊下	ビニールタイル	○	□			□				●		●
	8	階段	石質床、カーペット	○	□					○			●	●
赤れんが館 2階	9	会議室(関谷四郎記念室)	タイルカーペット	○	□			□					●	
	10	貴賓室	カーペット、木床	○	□			□				●	●	
	11	吹き抜け回り	木床	○	□									●
	12	廊下	ビニールタイル	○	□			□				●		●
	13	階段	石質床、カーペット	○	□					○			●	

※上記の清掃回数は標準的なものであるが、汚れの度合いや諸室の使用状況等により回数を増減し、館全体として清潔な状態を保つこと。

施設の概要

名称 秋田市立赤れんが郷土館
所在地 秋田市大町三丁目3番21号
敷地面積 2,605.73m²
総工事費 486,014千円(外構工事を含む)
開館 昭和60年7月31日

1. 建物の概要

棟	階数	床面積	建築面積	構造	工事種別	工費	着工	竣工
赤れんが館	1	475.816m ²	475.816m ²	れんが造 2階建	修復	昭和56年 7月1日	昭和57年 3月20日	
	2	174.226m ²						
	計	650.042m ²						
新館	1	318.326m ²	325.659m ²	鉄筋 コンクリート造 3階建	新築	昭和59年 5月29日	昭和60年 3月25日	
	2	308.475m ²						
	3	303.195m ²						
	計	929.996m ²						
収蔵庫	1	106.653m ²	106.653m ²	鉄筋 コンクリート造 3階建	改修	284.851円	昭和59年 5月29日	昭和60年 3月25日
	2	106.653m ²						
	3	106.653m ²						
	計	319.959m ²						
合計		1,899.997m ²	908.128m ²			455.571円		

主な室名と面積

①展示室(旧営業室)	234.04m ²	⑯館長室	27.00m ²
②展示室(旧頭取室)	27.83m ²	⑮荷解室	20.13m ²
③展示室(旧書庫)	46.70m ²	⑯湯沸・控室	10.72m ²
④展示室(旧金庫室)	32.67m ²	⑰ホール	64.54m ²
⑤旧応接室	21.77m ²	⑯企画展示室	146.88m ²
⑥旧応接室	21.87m ²	⑯倉庫	18.03m ²
⑦展示室(旧貴賓室)	27.83m ²	⑯研修室	65.02m ²
⑧展示室(廊下)	19.97m ²	⑯ホール	18.22m ²
⑨閑谷四郎記念室(旧会議室)	71.58m ²	⑯勝平得之記念館	146.88m ²
⑩旧書庫	32.67m ²	⑯倉庫	18.03m ²
⑪談話室	56.37m ²	⑯機械室	80.56m ²
⑫ホール	39.29m ²	⑯収蔵庫	80.56m ²
⑬事務室	32.38m ²	⑯収蔵庫	80.56m ²



3階

2. 設備の概要

赤れんが館

暖房設備

暖房方式 直接暖房方式
熱源 都市ガスノ貴流式蒸気ボイラー、換算蒸発量200kg/H 1台
放熱器 錆鉄製放熱器24台、ファンコンベクター4台、計28台
ポンプ 真空暖房ポンプ1台

冷房設備

冷房方式 空冷インバータパッケージ方式
冷房設備 室外機3台、室内機3台

新館

空調設備

空調方式 ファンコイル方式
熱源 都市ガスノガス直だき吸式冷温水機、冷凍能力40RT、暖房能力120,900kcal/H 1台
冷却塔 低騒音型1基
空気調和機 ファンコイルユニット26台、除湿機3台

送排風機 送風機3台、排風機6台、電気換気扇3台、ダクト用換気扇9台
計21台

ポンプ 冷温水ポンプ5台、冷却水ポンプ1台、計6台

自動制御設備 各空調機はサーモスタート指示により温度制御を行う

給水衛生設備

給水設備 水道本管より100mmより50mm分岐し、直結給水
排水設備 汚水離排水ノ屋内分流屋外合流。下水管500mmに接続
給湯設備 電気温水器1台、貯湯式湯沸器1台
消火設備 ハロンガス消火設備ノ収蔵庫2・3階 消火器 屋外消火栓1カ所

ガス設備

低圧本管 150mmより100mm分岐し、各機器及び器具に供給

電気設備

受電電圧 交流3相3線式50ヘルツ6.6KV
変電室 キュービカル式21m² 天井高3.2m
変圧器 動力用ノ3φ6.6KVノ210V 100KVA 1台
電灯用ノ1φ6.6KVノ210-105V 50KVA 1台
高圧コンデンサーノ30KVVA 1台
低圧回路 電灯ノ1φ3W 210/105V 動力ノ3φ3W 210V
低圧負荷設備 電灯 新館ノ44.9KVA 赤れんが館ノ16KVA 収蔵庫ノ3.1KVA
動力 新館ノ22.5KW 赤れんが館ノ30.78KW 収蔵庫ノ15KW
放送設備 業務放送アンプ60W
ITV設備 カメラ8台、モニターテレビ1台
自動火災報知設備 受信機P型1級20回線(防火扉運動・ハロン消火表示)、煙感知器31個、熱感知器18個
電話設備 電子交換機(内線40回線、局線12回線)、電話機8台
テレビ共聴設備 アンテナVHF12素子、UHF25素子、直列ユニット5台

昇降機設備

乗用エレベーター 油圧式エレベーター、身障者(車椅子)兼用型11人乗り
積載量ノ750kg 速度ノ45m/min
地震管制運転、停電時自動着床装置付、停止階ノ3カ所
籠サイズ 幅1,400×奥行1,350×高さ2,390 開口部サイズ 幅800×高さ2,100
非常連絡 インターホン 電動機15KW、電源ノ3相200V50ヘルツ

ガス灯設備

ガス灯 ポール4M、ガスマントル2個用3灯

工事関係者

赤れんが館修復工事

設計監理 秋田市建設部建築課
建築工事 清水建設(株)仙台支店
電気設備工事 東北電気工事(株)秋田営業所
暖房設備工事 山二施設工業(株)

管理棟新築・収蔵庫改修工事

設計監理 (株)亘建築設計事務所
工事監理 秋田市建設部建築課
建築工事 日本海建設(株)
機械設備工事 山二施設工業(株)
電気設備工事 東北電気工事(株)秋田支社
昇降機設備工事 フジテック(株)仙台支店
ガス設備工事 東部瓦斯(株)秋田支社

外構工事

外構工事 日本海建設(株)
ガス灯工事 松下電工(株)秋田電材営業所
植栽工事 千秋園(株)

赤れんが館冷房設備工事

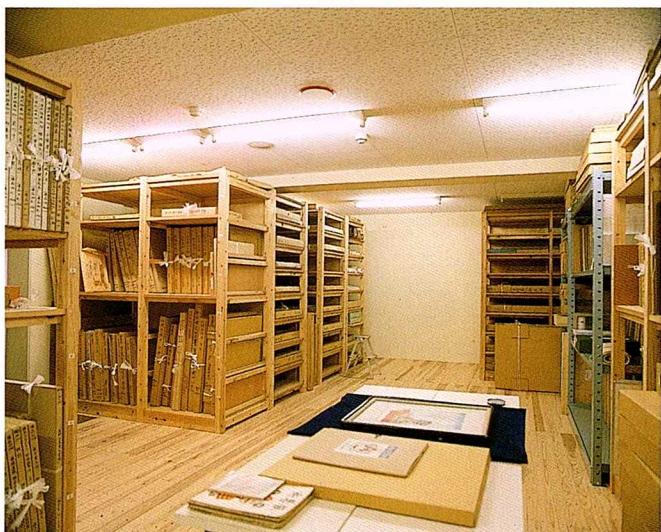
設計監理 秋田市建設部建築課
冷房設備工事 木場(株)



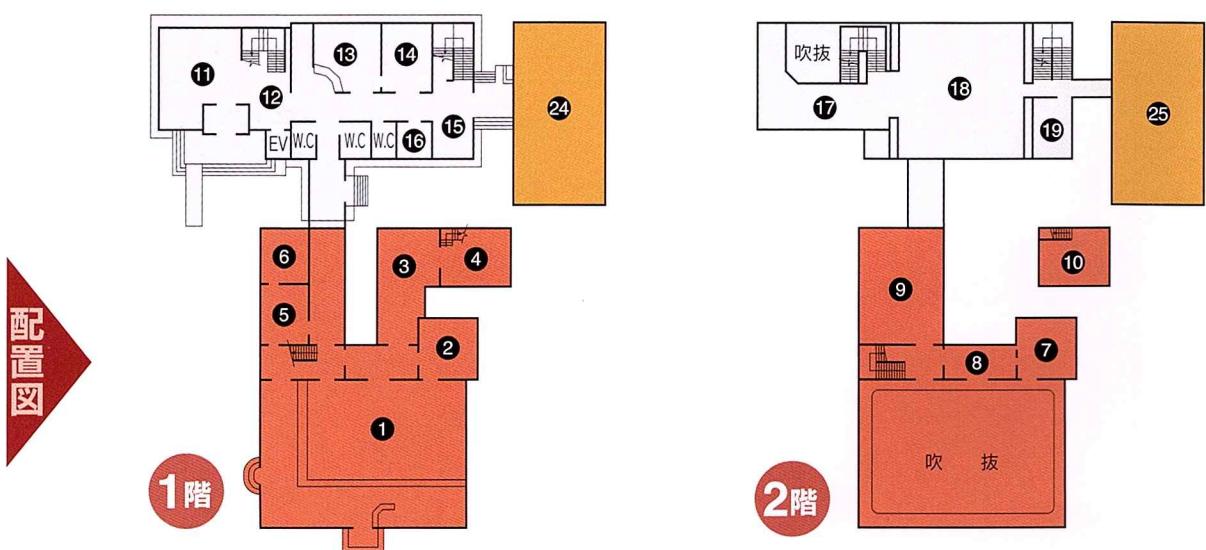
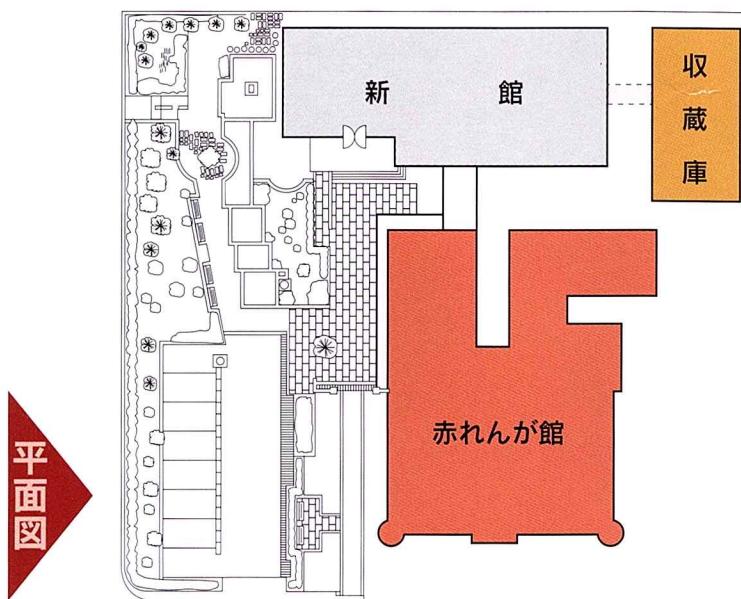
談話ホール（新館 1階）



研修室（新館 3階）



収蔵庫



設 計 書

工種	業務委託											
委託番号												
年 度	令和 5 年度			作成年月日	令和 年 月 日							
業務名	秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託			秋田市立赤れんが郷土館の清掃業務を委託するもの。秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の契約とする。								
履行場所	秋田市大町三丁目3番21号			<p>【業務対象建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○秋田市立赤れんが郷土館（博物館類似施設） <ul style="list-style-type: none"> ・旧秋田銀行本店本館 赤れんが造2階建 床面積：650m² ×重要文化財建造物 ・管理棟 鉄筋コンクリート造3階建 床面積：929m² <p>合計床面積：1,579m²</p>								
設計金額												
財源（補助）区分				<p>(年度別内訳)</p> <table> <tr> <td>令和6年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>円</td> </tr> </table>			令和6年度	円	令和7年度	円	令和8年度	円
令和6年度	円											
令和7年度	円											
令和8年度	円											
履行期限	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで											

内 訳 書

名 称	品種 形状寸法	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
秋田市立赤れんが郷土館清掃業務委託						
I 令和6年度	年額	1	式			明細書第1号
II 令和7年度	年額	1	式			明細書第2号
III 令和8年度	年額	1	式			明細書第3号
合計						

明 細 書

第1号

名 称	品種 形状寸法	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
I 令和6年度						
A 直接人件費		308	日			
B 直接物品費	消耗品費等	1	式			
C 業務管理費		1	式			
D 一般管理費		1	式			
E 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	1	式			
業務価格						
消費税相当額						10%
合計						

明 細 書

第2号

名 称	品種 形状寸法	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
II 令和7年度						
A 直接人件費		308	日			
B 直接物品費	消耗品費等	1	式			
C 業務管理費		1	式			
D 一般管理費		1	式			
E 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	1	式			
業務価格						
消費税相当額						10%
合計						

明 細 書

第3号

名 称	品種 形状寸法	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
III 令和8年度						
A 直接人件費		307	日			
B 直接物品費	消耗品費等	1	式			
C 業務管理費		1	式			
D 一般管理費		1	式			
E 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	1	式			
業務価格						
消費税相当額						10%
合計						

給与計算資料（年額）

説明	年額	備考
	1日6時間	
給与	4月1日から3月31日まで	
	令和6年度 円/日 × 308日	
	令和7年度 円/日 × 308日	
	令和8年度 円/日 × 307日	
	合計	